

介護保険負担限度額認定証について

介護保険負担限度額認定は、短期入所（ショートステイ）または長期入所での施設サービスを利用される際の食費・居住費に係る自己負担額の軽減を受けることができる制度です。

■手続きに必要なもの

- (1) 介護保険負担限度額認定申請書
- (2) 本人・配偶者の預貯金等の内容がわかる書類（生活保護受給者の方は必要ありません）

→「預貯金等」について詳細は以下のとおり

「預貯金等」の内容	提出書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（①銀行名・支店名・口座番号・名義のわかる部分と、②申請日の直近から2か月前までの期間の残高がわかる部分） ※口座（通帳）を複数お持ちの場合、その残高の金額の大小に関わらず、すべての通帳について写しが必要となります ※お手数料をおかけいたしますが、申請手続きを行う前に通帳の記帳を行っていただきますようお願いいたします
有価証券（株式・国債等）	証券会社や銀行の口座残高の写し
現金	なし
負債（借入金・住宅ローン等）	借用書等の写し

※「預貯金等」に含まれないもの（申請書に記載する必要はありません）

→生命保険、自動車、腕時計・宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財など

↓↓申請書に個人番号を記載した方は、以下（3）～（4）も必要です↓↓

（※個人番号が記載されていなくても申請書は受付できます）

(3) 本人・配偶者の通知カードまたは個人番号カード（マイナンバーカード）

(4) 申請者（窓口に来る方）の本人確認書類

→1点でよいもの…運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、個人番号カード等

2点必要なもの…医療保険の被保険者証、年金手帳、年金証書等

*郵送で申請される場合は、(3)～(4)は原本ではなく写しを提出してください。

■申請方法

- ・長寿福祉課（1階⑫番窓口）への提出もしくは郵送のいずれかの方法で申請願います。
- ・手続きに必要な書類が揃っていれば、代理の方による手続きも可能です。

※裏面もご覧ください。

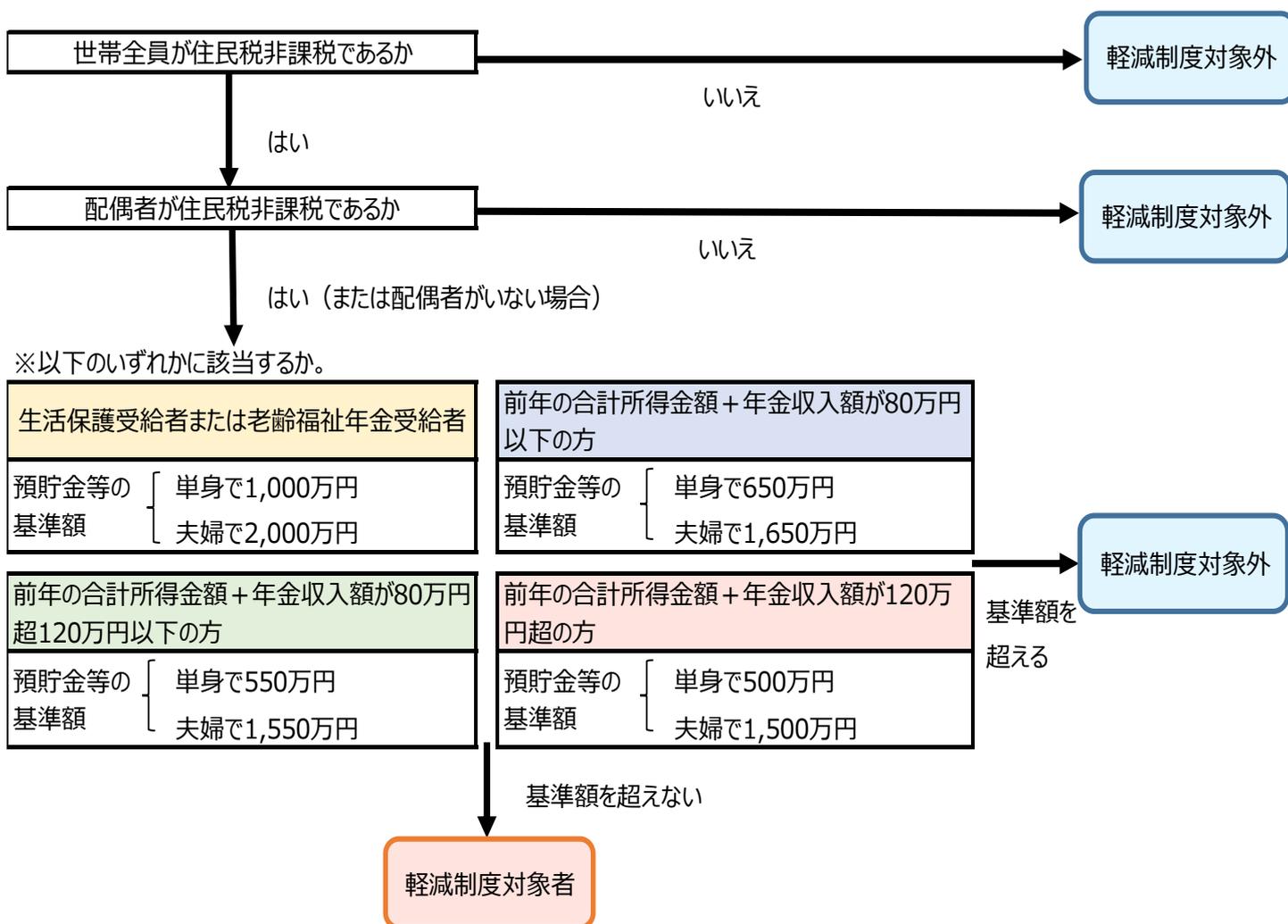
■注意事項

・認定証の有効期間は、8月1日から7月31日までの1年間です。ただし、9月1日以降に申請した場合は、申請した月の1日から7月31日までです。

・申請受付から結果が出るまでには日数がかかります。認定証は後日郵送いたします。

・通所介護や通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等をご利用される場合の食費・居住費はこの制度の対象ではありません。

■軽減対象者の判定の流れ



【お問い合わせ先・提出先】

山田町役場 長寿福祉課 介護保険係
〒028-1392

岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

TEL：0193-82-3111（内線135）